

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和7年2月18日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

会議案第2号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（平成17年2月16日議決）の一部を次のように改正する。

令和7年3月26日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大橋保治

第4項中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、市長の専決処分事項の指定について（平成17年2月16日議決）の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。